

# 福岡県公報

平成三十年六月八日  
第三千九百九十八号  
増刊  
①

## 目次

規則(第二十五号)

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(商工政策課)

.....一

正誤

○福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)

中正誤

.....二

○福岡県教育委員会公印管守規程等の一部を改正する訓令(平成三十年福岡県教育委員会訓令第一号) 中正誤

.....二

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則(平成三十年福岡県規則第十八号) 中正誤

.....二

○福岡県税条例の一部を改正する条例(平成三十年福岡県条例第三十五号) 中正誤

.....二

## 規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年六月八日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第二十五号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三百三十八条の表福岡県北九州中小企業振興事務所の項中「城内七番八号」を「古船場町一番三五号」に改める。

附則

この規則は、平成三十年六月十一日から施行する。

## 正誤

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

